

ふくい新試験研究炉利活用促進研究会 規約（案）

（名称）

第1条 本会の名称は、ふくい新試験研究炉利活用促進研究会（以下「研究会」という。）とする。

（目的）

第2条 研究会は、「もんじゅ」サイトに新たに整備される試験研究炉（以下「新試験研究炉」という。）の県内の企業・研究機関等による利活用を促進することを目的とする。

（事業）

第3条 研究会は、前条に掲げた目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）新試験研究炉の利活用促進に向けた情報共有、検討
- （2）既存研究炉等を活用した中性子利用の推進
- （3）新試験研究炉の整備や利用促進体制に関する提言
- （4）前各号に掲げるもののほか、研究会の目的を達成するために必要な事業に関すること

（会員）

第4条 研究会の会員は、会の事業に賛同する福井県内の企業や研究機関、自治体等をもって構成する。

（入退会）

第5条 研究会への入会に当たっては、別に定める入会申込書を次条に規定する会長に提出し、承認を得るものとする。

2 退会を希望する場合は、退会届（任意様式）を会長に提出するものとする。

（会長）

第6条 研究会に会長を置く。

- 2 会長は、会員の互選により定める。
- 3 会長は研究会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故のあるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（総会）

第7条 第3条各号に掲げる事業を行うため、総会を設置する。

- 2 総会は、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 当該前年度の活動報告および当該年度の活動計画
- (2) 規約の改正、変更または廃止
- (3) 新試験研究炉の整備や利用促進体制に関する提言
- (4) その他事業を行うに当たり必要な事項

- 3 総会は、会員をもって構成する。
- 4 総会は、会長が必要に応じ召集する。
- 5 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 6 会長は、必要と認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ、説明や意見を求めることができる。

(企画検討委員会)

第8条 研究会の運営等を統括するため、企画検討委員会を設置する。

- 2 企画検討委員会の委員は、会員のうち会長が指名する者をもって組織する。
- 3 企画検討委員会に会長が指名する委員長を置く。
- 4 企画検討委員会は、委員長が必要に応じ招集する。
- 5 企画検討委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 6 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明や意見を求めることができる。

(分科会)

第9条 会長は、研究会の特定の課題等について検討を行うために、分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、会員の一部または全部で構成する。
- 3 分科会の座長は、分科会員の互選により定める。
- 4 座長は、分科会を代表、総括する。

(事務局)

第10条 研究会の庶務は、福井県エネルギー環境部エネルギー課において行う。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、令和7年 月 日から施行する。